

令和 8 年 9 月

令和 8 年度 週休 2 日制工事の方針について

「茨城県土木部が発注する週休 2 日制促進工事の実施要領」を準用し、下記の方針で実施していきます。発注に際しては、特記仕様書に週休 2 日制工事の発注方式を明示することとします。

週休 2 日制工事の対象	現場作業を行う期間が 5 日間以上と想定される工事は、原則すべてを週休 2 日制促進工事の対象とする。 やむを得ない事由により、週休 2 日制促進工事を適用できないと発注者が判断する工事または、緊急対応のための工事については対象外とする。
週休 2 日制促進工事の発注方式	(1) 発注者指定型 ・契約後、受注者の希望に基づき、4 週 8 休制又は工期全体制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。 ・発注時の予定価格算定にあたっては、経費補正は行わない。 (2) 受注者希望型 ・週休 2 日制に取組む場合は、契約後、受注者の希望に基づき、4 週 8 休制又は工期全体制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。 ・受発注者協議により週休 2 日制での施工が決定した場合においても、経費補正は行わない。 市としては原則、発注者指定型とします。
形 式	下記の形式から選択するものとする。 (1) 4 週 8 休制 対象期間の月単位で 28.5% (2 / 7) の現場閉所日とする。 (2) 工期全体制 工期全体で 28.5% (2 / 7) の現場閉所日とする。